

社会福祉法人 聖桜会					
介護職員等特定処遇改善加算算定に係る【見える化要件】について					
【介護職員等特定処遇改善加算】とは					
介護職員等特定処遇改善加算（以下、特定処遇改善加算）は、「経験・技能のある介護職員」の処遇改善を目的として、介護職員処遇改善加算に上乗せする形で介護報酬を加算して支給する制度として2019年10月より導入されました。					
この加算取得のためには、下記の3つの要件を全て満たしている必要があります。					
(1) 処遇改善加算I～IIIのいずれかを取得していること。					
(2) 処遇改善加算の職場環境等要件の中で、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の各区分で1つ以上の取り組みを行っていること。					
(3) 処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること。					
【介護職員等処遇改善加算・特定処遇改善加算の取得状況】について					
・ 処遇改善加算I					
・ 特定処遇改善加算II					
【見える化要件】について					
ホームページへの掲載		◎介護サービス情報公表システムへの掲載			
		◎自社のホームページに掲載			
その他の方法による掲示等		◎事業所・施設の建物で、外部から見える場所への掲示			
【職場環境等要件】について					
区分		内容			
入職促進に向けた取組		◎法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化			
		◎他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築			
資質の向上やキャリアアップに向けた支援		◎研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動			
両立支援・多様な働き方の推進		◎有給休暇が取得しやすい環境の整備			
腰痛を含む心身の健康管理		◎短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施			
生産性向上のための業務改善の取組		◎タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減			
やりがい・働きがいの醸成		◎ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善			